

経済環境変化対応資金 防災・減災貸付

1 目的

災害や事故などの緊急時における通常業務の継続、被害を受けた際の事業早期復旧に向けて事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）等を策定する中小企業者等に対し、その計画に基づき設備の改修、整備等に取り組むために必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、企業の経営基盤の強化に資する。

2 融資対象

次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) BCPを策定し、災害等にあらかじめ備える取組みを行う中小企業者等
- (2) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく国の認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る防災に資する施設等の整備を行う中小企業者等
- (3) 【耐震改修対策】建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物）」を所有する者

2-2 総則「第4 融資対象」の適用

第4ただし書きによる融資対象の適用の有無については、次のとおりとする。

融資対象区分	第4（融資対象）の適用の有無			備考
	(1) 中小企業者等要件	(2) 許認可要件	(3) 保証対象業種要件	
(1)	○	○	○	
(2)	○	○	○	
(3)	× ※	○	○	※要緊急安全確認大規模建築物であってライフステージ対応資金「ステップアップ貸付」融資対象(9)に定める観光施設（別表12-1）に掲げるもの）の所有者に限り中小企業者等要件を適用しない

3 融資条件等

(1) 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

融資対象区分	(1)	(2)	(3)耐震改修対策
資金使途	事業資金		設備資金（耐震改修費用）
融資金額	1億円以内		16億円以内
融資期間	1年超10年以内 （うち据置1年以内）		1年超20年以内 （うち据置2年以内）
融資利率	[固定金利] 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7% [変動金利] 年1.1% （融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）		[固定金利] 3年以内 年1.0% 5年以内 年1.2% 7年以内 年1.4% 20年以内 年1.6% [変動金利] 年1.0% （融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
信用保証	必要により信用保証協会の保証付きとする。		

(2) 融資取扱期間

融資対象(3)の取扱いは、令和7年（2025年）3月31日までとする。

4 融資の申込み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

●添付書類

融資対象区分	決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	その他必要と認める書類
(1)	○	○	○	取扱細目に定める
(2)	○	○	○	取扱細目に定める
(3)	○	○	○	取扱細目に定める

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

5 取扱表示

次の表示を付して取り扱うものとする。

(1) 融資対象(1)及び(2)について

道防災

(2) 融資対象(3)について

道耐震

取扱細目

1 融資対象(1)について

(1) BCP

BCPは、中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針（第2版）」に基づき策定し、同指針に定める基本コースの内容を充足する計画、厚生労働省の「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」または、「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」に基づき策定し、その内容を充足する計画を対象とする。

(2) 資金使途

資金使途とする事業資金は、次のとおりとする。

ア BCPの策定又は改訂のために必要な資金であつて、次のとおりとする。

- ①事業用資産の安全・耐久性等に係る診断に要する専門家への謝金
- ②事業環境評価（リスクアセスメント）の実施に係る専門機関への委託経費
- ③災害・事故発生時における行動計画（アクションプラン）を立案するための講習会への参加費
- ④上記のほか、BCPの策定に要する資金

イ 策定したBCPに基づいて実施する取組に係る資金であつて、次によるものとする。

- ①事業用施設の改修、補強、基礎の嵩上げ等工事を行うために必要な資金（施工に必要となる施設診断や実施設計等に要する費用を含む。）
- ②機械、商品等の転倒及び転落、窓ガラスの飛散等を防止する措置を講ずるために必要な資金
- ③消防資機材、応急給水資機材、防災無線、非常用発電機、備蓄倉庫など防災用設備の設置又は改修等に必要な資金
- ④上記のほか、災害や事故の発生に備えて、あらかじめ従業員及び顧客の安全を確保する又は事業用設備の滅失を防ぐための措置を講ずる等、防災・減災に資する取組に必要な資金

(3) 添付書類

上記(2)イにより策定したBCPに基づいて実施する取組に係る資金を申し込む場合は、当該計画書を添付することとする。

2 融資対象(2)について

(1) 資金使途

資金用途とする事業資金は、国の認定を受けた（連携）事業継続力強化計画に基づいて実施する取組みに係る資金とする。

(2) 添付書類

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る計画書及び認定通知書の写しを添付することとする。

3 融資対象(3)について

(1) 制度の適用

融資対象者は、融資対象(3)に定める事業者であって、かつ耐震改修（実施設計を含む。）に係る国又は地方公共団体からの補助金の交付を受ける（受けた）者に限る。

(2) 融資金額

融資上限額は、耐震改修促進法により義務付けられる耐震診断の実施結果を受けて必要となる耐震改修に要する費用とし、融資あっせん申込書に添付した見積書又は契約書の金額とする。

ただし、国または地方公共団体から受領する補助金の交付額を除く。

(3) 添付書類

要緊急安全確認大規模建築物の所有者であることがわかる書類として、耐震改修に要する費用に対して国又は地方公共団体から受領する補助金の交付申請書（交付決定書）の写しを添付することとする。